

Title	〔商法三四六〕百貨小売り等を目的とする株式会社の唯一の営業店舗の「取締役店長」と商法四二条 (山口地裁下関支部昭和六三年三月一五日判決)
Sub Title	
Author	山本, 爲三郎(Yamamoto, Tamesaburo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.8 (1994. 8) ,p.135- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940828-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三四六〕

百貨小売り等を目的とする株式会社の唯一の
営業店舗の「取締役店長」と商法四二条

〔判示事項〕

百貨小売り等を目的とする株式会社において、営業所の実質を備えているといえるかはやや疑問であるがその唯一の営業店舗の「取締役店長」が、支配人ではないが表見支配人だとされた事例

〔参照条文〕

商法四二条

〔事実〕

XはA株式会社(中国ジャスコ) B店(中国ジャスコ下関東駅店)の改装工事を請け負った。工事の見積りに関してはXの担当者がB店の応接間でB店店長のCから説明を受けている。そして昭和五十七年七月二日、X代表者、C、訴外D株式会社社長Eらの同席のもとで基本工事代金が決定され、同日、工事が開始された。このような経過とともに、右席上、CまたはEから、

山口地裁下関支昭和六三年三月十五日
昭五七(ワ)二六六号甲事件・同六(ワ)五〇号乙事件
保証債務請求事件、判例時報二二九二号一四六頁

工事代金はジャスコの手形で支払う旨の話が出ており、Xは本件工事はジャスコの工事であり、ジャスコが支払をするものとして理解していた(B店の建物所有者はF株式会社(ジャスコ株式会社)―本判決ではジャスコ本社とも呼称されている)であるが、請負業者はAもFも同一の会社と考えて信用しており、その意味でXは本件工事はAの工事であると考えて着工した。

ところで、これまでB店の請負工事はCから電話一本で発注され、これを受けた業者は直ちに工事に取りかかり、概ね一〇〇〇万円を超えるような工事契約の場合は後日Fから当該工事の発注伝票が届く仕組になっていたが、発注者が誰になるかはAあるいはジャスコ関連会社間の内部的な取り決めにしたがつて決定されていた。本件工事に關しては、B店のテナントが施主となりDがその元請となることになったが、Xには改めて説明されることはなかった。

その後、XがA宛の契約書を作成持参したところ、Cは注文者をDに換えるよう要請し、ただし手形はジャスコで出す旨発言した。ところがXに返送された契約書は、工事代金支払方法欄の「F(株)振出しの手形、手形一〇〇% (サイト90日)」との記載が抹消され、「昭和五七年一〇月二五日現金払い」と改められていた。そこでXが抗議したところ、Cは、とりあえずDの同年八月六日振出の手形で支払をなし、同時にX持参の保証書に「A(株)B店取締役店長C」と自署し、右手形の手形を保証した。この手形が不渡りになったのでXが右保証債務の履行を求めて提起したのが本件訴訟(甲事件)である。昭和五九年A社を吸収合併し、その債務を承継したY株式会社(山陽ジャスコ)が被告となっている(なお、XはD振出の手形をもう一通所持しており、その保証責任をも追及しているが(乙事件)、当該手形についての保証はなかったとして、この請求は退けられている)。

訴訟ではまずCの権限が問題となったが、本件判旨は、「CがAの支配人でなかったことはもとより、第三者振出の手形につき保証をなしうる権限は個別的にも包括的にも与えられていなかったことが認められ」という。しかし次のような事実を認定した上、「判旨」引用の理由により、Xの請求を認容した。

「Yに吸収合併される前のAは百貨小売等を目的とする会社であり、独立した法人ではあるが、中心となるF株式会社の関連会社として関連会社間で機能の分担をし、例えば、商品の仕

入れは生鮮食料品等を除き大半はY本部が仕入れたものをB店に流し、Aの社員は全員Yからの出向社員であり、同店の売上金は全てYに納入される等契約の締結や人事等に関しA自体の権限が制約されており、第三者の取引の保証は取締役会の付議事項とされていること、Aの本店は広島県呉市に登記されているが、本店業務は合併前のY広島本部の一角に一部屋を間借りした所で、社長G(経営全般担当)及び取締役H(総務全般、出店開発補助担当)の二名が執務しているだけで、Aの五名の取締役のうち残る取締役I及び同Jの二名は取締役会に出席するのみで直接同社の経営には携わらず、取締役Cは同社唯一の店舗(パートタイム)の従業員を含め百四、五十名)であるB店の店長として、同店舗の管理、従業員の監督、営業等を担当していたが、現金出納の権限や独自に第三者の取引の保証をする権限は無かったこと及びB店の事務分掌を定めた規定のようなものは無かったことがそれぞれ認められ」る。

〔判旨〕

「右認定事実のとおり、Cの職務権限からみてもB店は本社から独立して一定の範囲内で独自の事業活動をなしうる商法上の営業所の実質を備えているといえるかはやや疑問であるが、そもそもAの本店そのものがB店との間で明確な事務分掌、権限の分配を行っておらず、前記本店の規模、権限からして右本店がB店から独立して観念される程の実体を有せず、百貨小売りを業とする営業の主体はむしろ唯一の店舗たるB店であったこ

とに鑑みれば、B店は商法四二条の支店に準ずる営業所であると認めるのが相当である。

更に、Aは前叙のとおり関連会社間で権限の制約を受け、したがってB店についても同様の制約があるのであるが、Aも独立した会社であることからして、それ自体一営業単位としての組織を備えた事業所と認められ、会社自体に加えられた一定の契約締結権限の制限は対外的に主張しえないというべく、したがってB店においても通常営業所として当然有すべき権限はこれを有すると解するのが相当である。

また、前記認定のとおり、CがA株式会社B店取締役店長であったことが認められ、右Cが支店の営業の主任者たることを示すべき名称を付したる使用人(表見支配人)であることは明らかである。

「XがCの無権限をしらなかつたことは勿論のこと、Cに右権限があると言じたことに重大な過失があつたとは認められ」ない。

(研究)

一、本判決は、B店は「商法上の営業所の実質を備えているといえるかはやや疑問であるが、……(中略)……、B店は商法四二条の支店に準ずる営業所であると認めるのが相当である。」とする。この点、従来判例は、同条の「本店又ハ支店」は「商法上の営業所としての実質を備えているもののみを指称する」としてきた(最判昭和三七年五月一日・民集一六卷五号一〇三一

頁。高島正夫・商法総則商行為法(改訂版)(一九八二年)一三八—一三九頁、大澤功「商法四二条の適用の要件」商法の争点I(一九九三年)一八頁など多数説でもある)。本判決は、このような判例の立場を採った上で商法四二条の類推適用を考えているのか、あるいは判例とは異なる立場から同条の直接適用が可能だと考えているのか、右表現からは判断しにくい。

もっとも、判例のいう、「商法上の営業所としての実質を備えているもののみを指称する」とは、このような「実質を欠き、ただ単に名称・設備などの点から営業所らしい外観を呈するにすぎない場所の使用人に対し支配人類似の名称を付したからといって、同条の適用があるものと解することはできない。」という制限的な内容を有する(前掲昭和三七年五月最判)。このように従来の判例の立場からは、営業所としての実質を欠く場所に關しての商法四二条の類推適用は考えにくい。

さらにまた、商法四二条の「支店」を判断するにあたって、支店たる外観を考慮する考え方も存在する(学説の詳細については、松山三和子「表見支配人制度と相手方保護」神田博司先生追悼論文集・取引保護の現状と課題(一九八九年)二六一—二六五頁、山田知司「平成元年度主要民事判例解説・商法I」判例タイムズ七三三—七三五号(一九九〇年)二二七頁参照)。同条の「本店又ハ支店」——「営業所」概念と商法上の実質的な営業所概念を別異に捉えるわけであり、この立場からは、本件では四二条の類推適用ではなく直接適用が問題とならう。従って、仮に本

判決がこの立場を採るのであれば(本島浩「判例評釈」冲大法学八号(一九八九年)八四頁は、商法四二条を表示による禁反言または外觀法理と同一の精神の現れと解し、B店を同条の支店に準じる営業所とする判旨を肯定される。同旨、野口恵三判例に学ぶ)NBL四一九号(一九八九年)四一頁)、「商法四二条の支店に準ずる営業所」などとわざわざ「準ずる」必要はなく、B店を「商法四二条の支店」と断じればよかつたわけである。いずれにしても、結論はともかく本判決の理由づけには曖昧さが残る。

二、本判決は、「B店は商法四二条の支店に準ずる営業所であると認めるのが相当である。」という。つまり、B店を「広島の本店」から独立した営業所に準じるものと捉えているわけである。ところが一方で、「Aの本店そのものがB店との間で明確な事務分掌、権限の分配を行っておらず、前記本店の規模、権限からして右本店がB店から独立して観念される程の実体を有せず、百貨小売りを業とする営業の主体はむしろ唯一の店舗たるB店であった」との認定をなしている。両者の関係も理解しにくい。

当事者の主観を離れた客観的な存在として営業所を認識する限り、右後者の認定は「Aの本店一の営業所性を否定するものとなろう(主観的意義における本店)」という概念を認めるか否かは別個の問題である。そうすると支店たる営業所は本店たる営業所を前提とするから(後述四参照)、B店を「支店に準ずる営業所」と判断するのはおかしい。ここでも判旨の舌足らずさを感じる(なお、B店が本店そのものではないかとされる、田村茂夫「下級審民事判例研究」西南学院大学・法学論集二三卷一号(一九九〇年)一二六頁参照)。

三、A社には、「広島の本店」とB店以外には活動の拠点が存在しない。にもかかわらず、両者ともにその営業所性が疑われている。これは、A社そのものがY社に実質的に支配されているからである(ただし、資本関係は不明)。形式的な存在であるA社の法人格のヴェールを取り去り、実体に合わせて考えると、「Aの本店」はY社広島本部のB店担当の一部門であり、B店はY社の一つの「支店」である。実質的には、Y社内においてB店は(他の営業所から独立した)支店たる営業所と評価しうるかが本件の争点となる。

このようにみると、本判決が、「Aは前叙のとおり関連会社間権限の制約を受け、したがってB店についても同様の制約があるのである」といい、さらに、「会社自体に加えられた一定の契約締結権限の制限は対外的に主張しえないというべく、したがってB店においても通常営業所として当然有すべき権限はこれを有すると解するのが相当である。」と判断するのも、一種の論理飛躍があるようでありながら、理解可能となる。実体に視点を置かず、截然と区別される法人格を前提に考えると、法人であるA社が他企業との間で権限の制約を受けているということ、法人内の一営業所が当該法人内で権限の制約を受けるこ

とは全く質の異なる事柄である。後者の判断についても、前段・後段とも当然ではあるが、意味は異なるものなのである（なお、森淳二郎「最新判例演習室・商法」法学セミナー四二五号（一九九〇年）一一一頁は、B店の権限の制約をY社との関係でのみ捉えられているようである。けれどもそれとは別に、Y社とは法人格を異にするA社内におけるB店の権限の制約の問題がある。）。

四、商法上の営業所とは、商人の営業活動の中心となる場所である（高鳥・前掲七四頁）。この点、支店たる営業所に関しては、判例によると、「主たる事務所と離れて一定の範囲において対外的に独自の事業活動をなすべき組織を有する従たる事務所たる実質を備えてい」るか否かが問題となる（前掲昭和三十七年五月最判。最判昭和三十七年二月二五日・民集一六卷一二号二四三〇頁は、「単に主たる事務所の指揮命令に従い、機械的取引をするに過ぎないものは従たる事務所であるということができない」という）。もっとも、これら営業所の判定基準は、具体的適用に当たっては相当に柔軟性を有する——微妙なものがあるといえよう（瀬谷ゆり子「中小会社実務のための最新商事判例紹介」税経通信四四卷七号（一九八九年）三五三—三五四頁参照）。

本件においては、取締役CはA社「唯一の店舗（パートタイム）の従業員を含め百四、五十名」であるB店の店長として、同店店舗の管理、従業員の監督、営業等を担当していたが、現金出納の権限や独自に第三者の取引の保証をする権限は無かった。

独自に商品を仕入れる権限も原則として与えられていなかったが（商品の大半はY本部が仕入れている）、（スーパーマーケット営業において重要な位置を占める）生鮮食料品等については有していたようである（認定事実、だから明白ではないが、少なくとも生鮮食料品に関しては、事柄の性質上B店の権限——店長たるCの権限であったと思われる）。ただし、Cには現金出納の権限がなく、売上金は全てYに納入されていたのであるから、生鮮食料品等購入の権限はあっても、代金支払の面から、右権限は一定の制限を受けていたとも推測される。一方、「Aの本店」とB店間では、「明確な事務分掌、権限の分配」が行われていなかった。このような事実関係はB店の営業所性を導くだろうか。

最判昭和三十七年九月一三日・民集一六卷九号一九〇五頁は、「上告会社甲株式会社の岡山出張所においては、他と請負契約を締結する場合緊急を要するときは、小工事については本社に連絡することなく出張所長において仕事の内容を検討して契約を締結し、その為に必要な或る程度の資材の購入、その代金の支払等をなしていた旨を認定した上、右岡山出張所はその業務の点において支店としての実質を具えていたものというべく、従つてその長は商法四二条により営業に関し支配人と同一の権限を有するものとみなすべきである」との原審の判断を正当だとした。少なくともこの程度の権限があれば、支店たる営業所と認めて構わないと判例は考えているわけである（他方、部

下職員への指揮監督および金融機関に貯金等の口座を設けていることだけでは、支店たる営業所と判断できない（前掲昭和三七年二月最判）。これとの比較において、B店が「本社から独立して一定の範囲内で独自の事業活動をなすうる商法上の営業所の実質を備えているといえるかはや疑問である」との本件判旨の判断には頷ける点がある（同旨、本島・前掲八三頁）。けれども、さらに以下のような観点からの考察も必要ではなからうか。

五、東京高決昭和五三年四月二日・判例時報八九四号一一〇頁は、「(1) M福岡支店は、喫煙具事業部及び時計事業部の二部と管理課によって構成され、従業員は全部で三五名で、右各部にはそれぞれ支店長の肩書を有する者が配置されてそれぞれの部を統轄し、管理課は右各部と離れて両部の営業についての事務手続を行うものとされているが、支店全体を統轄する役割は存在しないこと。

(2) 支店の営業は、本社の決定した月間売上、回収目標額を基準として、支店所属の従業員が直接顧客と売買（継続的売買を含む）契約を締結し、商品を引き渡し、管理課を通じて本社にその取引内容を通知し、本社が本社名義の請求書を作成して顧客に直接送付し、その支払を催告するという方法で行われていること。

(3) 右請求書は、東京銀行福岡支店を通じ同銀行本店のM普通預金口座へ代金の振込を依頼するための振込依頼書、右福岡支

店から東京銀行本店を経由してMに送付される振込通知書、東京銀行福岡支店が振込人に対して発行する振込金受領書の各用紙と一体となっており、また右請求書用紙の裏面には「銀行振込分に対してはマルマンとしての領収書の発行を省略させていただきますいております。振込銀行から発行されることの『振込金受取書』を大切に保存して下さい。」との文言が印刷されていること。

(4) 顧客が代金の支払を遅滞するような場合には、支店従業員がこれを督促し、代金の全部または一部が右振込の方法によらず現金、小切手の交付等によってなされる場合には、M名義の、事業所名欄に福岡、扱者名欄に当該受領者の各記入がなされた領収書が右支払人に交付されていること。これらの事実を認定し、次のような理由によりM福岡支店を商法五一六条三項の支店と評価しようとした。

「情報の伝達と処理の方法が飛躍的に発展した今日においては、本店の支店に対する連絡と統制が極めて容易となり、それに伴って支店の本店に対する相対的独立性もおのずから減少し、その重点は当該地域社会との密接な接触という方向に移動せざるをえないのであって、本件においても、Mの営業である喫煙具や時計の販売が商品の大量的、定型のかつ継続的販売である関係上代金の請求支払に関する事務を本社で一括処理するのが便宜であるところから右に述べたような営業方式がとられながらも、他方支店自体はそれぞれの地域における販路の拡張や顧

客との交渉、及び取引関係の設定及び維持上必要であるとして、専らかかる活動目的のために存置せしめられているものと考えられるのである。このようにみていると、M福岡支店が、若干の不完全さをもつとはいえないお前記のような組織と構成をもち、上に認定したような営業活動をしている以上、それは単なる本社の機械的一分枝ではなく、ある程度の独立性を有する営業体として商法上の支店たる実質を有するものとみるのが相当である。

営業所といっても支店の場合には、本店への従属が要求される。問題は従属性がどの程度までならば営業所と認められるかである（本店の指揮命令の下、機械的取引をなすに過ぎないものは営業所と評価しえない）。右東京高決は、本店の支店に対する統制が極めて容易な今日においては、本店からの独立性が低くても——対外的な独自の営業活動の範囲が狭くても、支店たる営業所の実質を有すると認める方向で考えるべきだと主張するものといえる（なお、梅本吉彦「商事判例研究」ジュリスト七五五号（一九八一年）二二二頁参照）。基本的に支持すべき見解と考える（米津昭子「判例研究」法学研究五七巻四号（一九八四年）九九一—一〇〇頁参照）。従来の観点からすると、本店からの独立性が若干不完全とも見える右福岡支店も、やや疑問がある本件B店も、商法上の支店たる営業所の実質を有する——当該支店の営業に関する包括的代理権を有する商業使用人である支配人を設置しうる、と判断してよからう。

六、このような考え方は、営業所の判断基準を曖昧にするとの批判を受けるかもしれない。けれども先に指摘したように、従来の学説・判例の営業所概念自体かなり抽象的であり、具体的事例への適用にあたり必ずしも明確な基準とはならない（松山・前掲二六七頁）。さらにまた商法四二条に関して、企業主の表見責任を認めるのを妥当とするときには独立性を強調して支店と判断し、妥当としないときには従属性を強調して支店と認めない、というような傾向を判例は示しているとも指摘されている（服部栄三・商法総則（第三版）（一九八三年）三三八頁）。本判決を含めて判例は、基準の柔軟性をむしろ利用しているように思われるのである。営業所概念の拡張がその判断基準をことさら曖昧にするわけではない。

なお、判例の右のような傾向は、営業所であるか否かを効果論的に捉えるものであろう。そうだとすると効果（表見支配人（商法四二条）、債務履行地（商法五一六条）、裁判籍（民事訴訟法九条）など）ごとに（支店たる）営業所概念が異なってもよさそうでもある——全ての効果が認められる営業所を基本とするか否かは別問題として残る。特に商法四二条との関係では、取引の相手方の主観的態様（要求される注意の程度）によって営業主との利益の権衡を図りうるのであれば、他の場合と比べて、広い営業所概念を設定することにも十分な理由があるといえよう。この点については今後の研究に俟ちたい。

七、以上を要するに、本件B店は支店たる営業所の実質を有し

ていると考えてよい(結果同旨、瀬谷・前掲三五五頁(ただし、「更に判決自体が『東駅店においても通常営業所として当然有すべき権限はこれを有する』と認めていることから、『支店の実態を有する』と考えられよう。』とされる点は疑問である。判決と論理が逆である)、森・前掲一二二頁、田村・前掲一二二頁)。

従って、支配人たる権限は与えられていなかったが、営業所の主任者たる名称を付与されていたCは表見支配人に相違ない(A(株)B店取締役店長」が商法四二条の「本店又ハ支店ノ営業ノ主任者タルコトヲ示スベキ名称」に該当すること(本島・前掲八五頁、森・前掲一三二頁、田村・前掲一二六頁)に異論はなからう)。また本件保証行為は、「営業ニ関スル」行為(商法三八

条一項)に含まれると解して妨げない(大澤・前掲一九頁参照)。そして、Xの主観的要件にも問題がない旨の認定がなされているから(通説(高鳥・前掲一四〇頁、服部・前掲三〇八頁、大澤・前掲一九頁)によれば、主観的要件の対象は「Cが支配人でないこと」である。さらにXは、Cには第三者振出の字形につき保証をなしうる権限がなかった点につき悪意であってはならない(商法三八条三項)、本件は商法四二条を直接適用しうる事案と考えてよいと思われる)。

なお、B店が営業所の実質を有するとすると、その主任者であるC(瀬谷・前掲三五四頁)は、営業所の主任者は必ず支配人であるとの所説(服部・前掲二八〇頁)からは、支配人と評価されることにならう。——本件は支配人Cの権限に加えた制限をも

って善意のXに対抗できない(商法三八条三項)事例と評価されることになる(瀬谷・前掲三五五頁)。

八、最後に、若干気になる点を挙げてみたい。まず、登記が問題となっていない。(支配人ではない)Cの支配人登記(商法四〇条)がなされていたとすると、A社(Y社)はCが支配人でないことを善意の第三者に対抗できない(商法一四条)。また、B店につき支店登記(商法一八八条二項二号)がなされていたとすると、たとえB店が支店たる営業所としての実質を欠いていたとしても(なお、「商法上支店たる営業所であるか否かは、その実体によつて決すべきであつて、その場所に名づけられた名称や登記済みの有無等によるべきものではない。」(最判昭和三九年三月一〇日・民集一八巻三三四五八頁)、A社(Y社)はこの点をやはり善意の第三者に対抗できない(商法一四条)。その結果、善意者との関係では営業所の実質を欠いた「支店」についても商法四二条の適用が可能となる(最判昭和四三年一〇月一七日・民集二二巻一〇号二二〇四頁)。それにもかかわらずXが登記の存在を主張していないのは、これらの登記がなされていないのみからであろうか。もしそうだとすればそれはB店についてのみのことなのか。あるいは、Y社さらにはジャスコ・グループでは一般に営業店舗につき支店登記をなしていないのだろうか(なお、田村・前掲一二五―一二六頁参照)。

Y社は本件訴訟の山口地裁での係属に異を唱えていない(いわゆる応訴管轄(民事訴訟法二六条)の要件を充たすことには

なる)。仮にA社がB店の支店登記をなしておらず、その理由が同店を支店と認識していなかったからというのであれば、本件裁判管轄は広島地裁にある旨の主張をなせなかつたのであろうか。少々穿った見方をすれば、B店の支店性——営業所性

〔最高裁判事例研究 三二二〕

平五 4 (最高民集四七巻
六号四五七頁)

破産終結後における破産者の財産に関する訴訟と破産管財人の被告適格

根抵当権設定登記等抹消登記手続請求事件(平成五年六月二五日最高裁第二小法廷判決)

昭和四一年一〇月一三日A株式会社は大阪地方裁判所において破産宣告を受け、Bが破産管財人に選任されたが、昭和五〇年二月五日に同人が死亡したため、同日Y(被告・控訴人・上诉人)が破産管財人に選任され、破産手続が進行した上、同年二月二五日破産終結決定がなされ、昭和五八年七月一日その旨の登記がなされた。その後、平成二年一〇月三〇日になってX(原告・被控訴人・被上诉人)は、自己所有の不動産にAを権利者とする所有権移転請求権(仮登記・根抵当権設定登記・停止条件付賃借権設定仮登記がそれぞれ経由されている(いずれも昭和四〇年一月二三日受付))として、Yを相手取り右各登記の抹消登記手続を請求したのが本件である。

自体についてはY社は始めから争うつもりはなかったということか(なお、田村・前掲一二四頁参照)。

山本爲三郎

これに対し、Yは、本件訴訟の被告適格を争い本件訴訟の却下を求めた。

これに対し第一審の名古屋地方裁判所は、破産手続が任務終了により終結したとしてその旨の決定がなされているとしても、残余財産が存在していることか判明した場合においては、それに関する訴訟については管財人を相手としてこれを行わせる必要があるとして、当事者適格を肯定した。Y控訴。名古屋高等裁判所は、「破産終結決定後に破産財団に属する残余財産に関し提起される訴訟の相手方となるべき者は、当該残余財産が追加配当の目的となるべきものであるか否かによって異なることになるといふべきであるか、当該財団が当事者の主張自体から又は事柄の性質上明らかに追加配当の可能性がないものでない限り、一応その可能性のある財産として扱うべきであり、右の如き特段の事情のない限り残余財産に関する訴訟は破産管財人を相手として提起すべきである。」として、Yの控訴を棄却した。これに対し、Yは、破産終結決定により破産管財人は任務終了により権限を失い、例外的に破産法は二八三条および一六